

北海道釧路東高等学校同窓会（永友会） 会則

第 1 条	（ 名 称 ）	本会は、北海道釧路東高等学校同窓会と称する。
第 2 条	（ 目 的 ）	本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。
第 3 条	（ 会 員 ）	(1) 正 会 員 北海道釧路東高等学校を卒業した者及び在学した経歴を持ち、会員の推薦により役員会で承認されたものの。 (2) 特 別 会 員 母校教職員及び母校に勤務したことのある教職員。
第 4 条	（ 事 務 局 ）	本会は、事務局を北海道釧路東高等学校内に置き、事務局担当教員（若干名）を役員会で推薦する。
第 5 条	（ 役 員 ）	本会は、次の役員を置く。 会 長 1 名 （ 総 会 で 選 出 ） 本会を代表し、会務を総括する。 副 会 長 若干名 （ 総 会 で 選 出 ） 会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。 幹 事 長 1 名 （ 役 員 会 で 推 薦 ） 幹事の職務を総括する。 副 幹 事 長 若干名 （ 役 員 会 で 推 薦 ） 幹事長を補佐する。 会 計 2 名 （ 役 員 会 で 推 薦 ） 会計事務を掌る。 監 査 2 名 （ 総 会 で 選 出 ） 会計を監査する。 顧 問 若干名 （ 役 員 会 で 推 薦 ） 本会の会務に助言する。 幹 事 若干名 （ 各 期 毎 に 推 薦 ） 会務を処理する。
第 6 条	（ 任 期 ）	役員の任期は2年とし、再任を妨げない。途中で欠員が生じたときは、役員会で決定する。ただし、任期は前任者の残期間とする。
第 7 条	（ 事 業 ）	本会は、次の事業を行う。 (1)会員の親睦をはかる事項 (2)母校の諸行事の後援 (3)支部と連絡ならびに支部の設置助成 (4)その他必要と認めた事項
第 8 条	（ 会 合 ）	本会は、次の会合を行う。 (1) 定 期 総 会 （隔年毎） 決議は出席会員の過半数による。 (2) 臨 時 総 会 （役員会が必要と認めたとき） (3) 役 員 会 （会長・副会長・幹事長・副幹事長・会計・監査・顧問で組織し、必要に応じて会長が招集する） (4)役員・幹事会 （必要に応じて会長が招集し、主に会の事業・総会について協議する）
第 9 条	（ 経 費 ）	本会の経費は、寄附金及び会員の入会金による。（入会金1人2,000円）
第10条	（ 会 計 ）	本会の会計年度は、毎年10月1日～翌年9月30日迄とする。
第11条	（ 帳 簿 ）	本会に、次の簿冊を備える。 (1)会員名簿 (2)会計簿 (3)その他必要な簿冊
第12条	（ 細 則 ）	本会の運営による細則は別に定める。
第13条	（ 会 則 の 改 正 ） （ 附 則 ）	本会の会則は、総会の決議に於いて、出席会員の3分の2以上の賛成がなければ改廃することはできない。 この会則は、昭和56年(1981年)4月1日より施行する。 昭和63年(1988年)10月23日 一部改正 平成6年(1994年)8月27日 一部改正 平成17年(2005年)10月15日 一部改正 平成29年(2017年)10月8日 一部改正